4 遺産分割調停事件における代理人弁護士の関与状況

次のグラフは、遺産分割調停事件の代理人弁護士が付いた割合をみたものである。2021 年には 80.9%となっており、ここ数年は微増傾向にある。

資料2-2-4-13 遺産分割調停事件における代理人弁護士の関与の推移

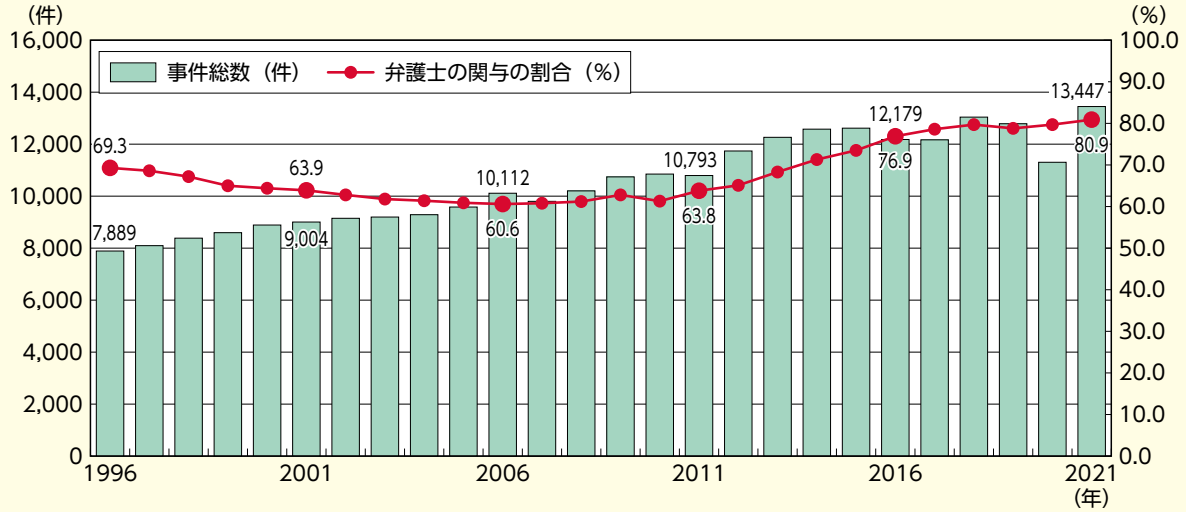

【注】数値は、『司法統計年報（家事編）』「遺産分割事件数―終局区分別代理人弁護士の関与の有無別―全家庭裁判所」によるもの。

5 成年後見関係事件数と弁護士の関与状況等

次のグラフは、成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任）の申立件数の推移をみたものである。申立ての内訳は、後見開始が圧倒的に多くなっている。

資料2-2-4-14 成年後見関係事件の申立件数の推移

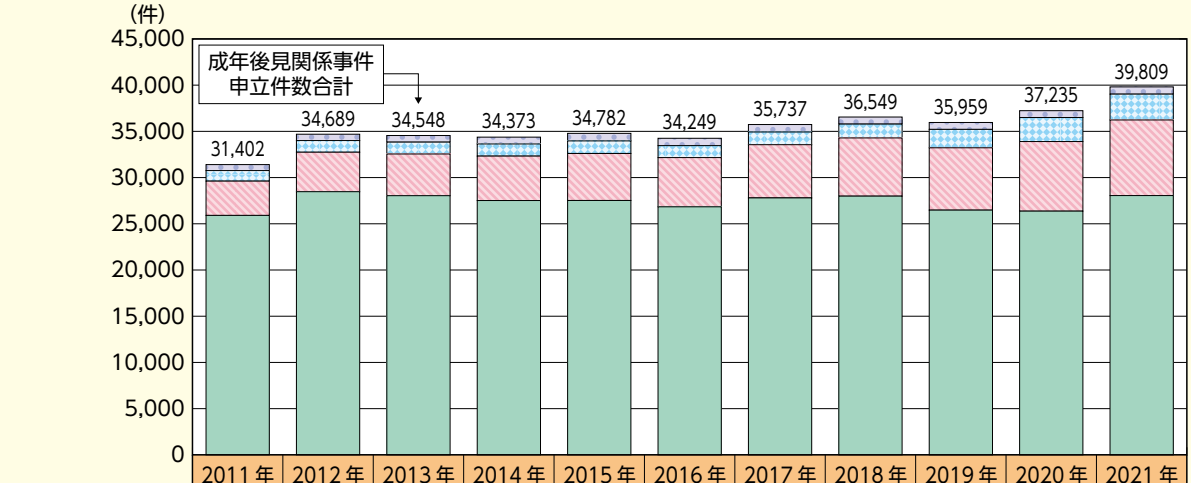

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
任意後見監督人選任	645	685	716	738	816	791	804	764	748	738	784
補助開始	1,144	1,264	1,282	1,314	1,360	1,297	1,377	1,499	1,990	2,600	2,795
保佐開始	3,708	4,268	4,510	4,806	5,085	5,325	5,758	6,297	6,745	7,530	8,178
後見開始	25,905	28,472	28,040	27,515	27,521	26,836	27,798	27,989	26,476	26,367	28,052

【注】最高裁判所「成年後見関係事件の概況」によるもので、各年の 1 月～12 月までのもの。

成年後見関係事件の申立ての主な動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多くなっている。

資料2-2-4-15　主な申立ての動機別件数（2021年）

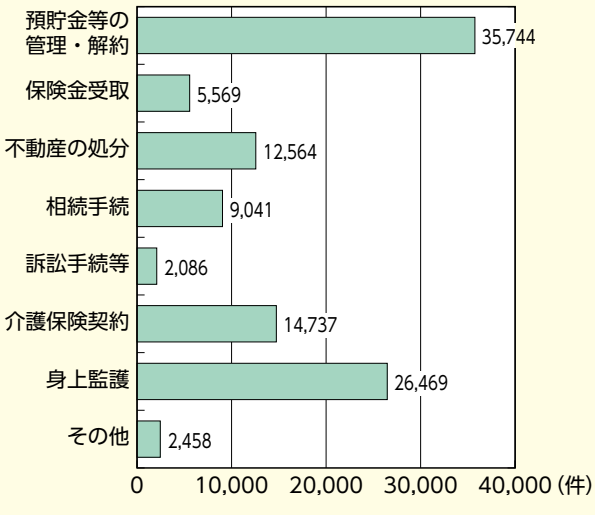

資料2-2-4-16　成年後見制度の利用者数

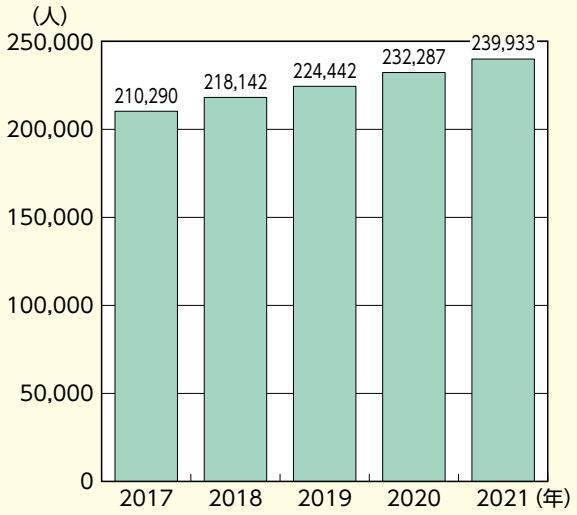

【注】１．数値は、最高裁判所「成年後見関係事件の概況」（令和３年１月～12月）によるもの。
２．成年後見制度の利用者数は、各年12月31日時点のもの。
３．主な申立ての動機別件数は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。１件の終局事件について、主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（39,313件）とは一致しない。

成年後見人等の選任状況（本人との関係）では、親族関係が選任される割合が減少し、親族以外の第三者が選任される割合が高くなっている。職業別で見ると、司法書士が選任される割合が最も高いが、弁護士が選任される割合は、近年、２割程度で推移している。

資料2-2-4-17　成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）の選任状況―本人との関係別―

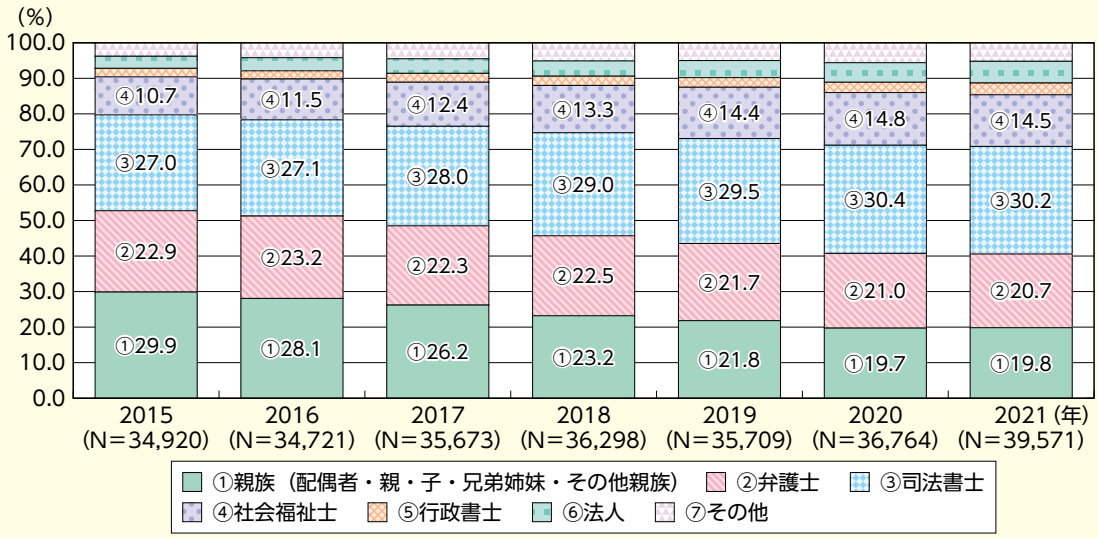

【注】１．数値は、最高裁判所「成年後見関係事件の概況」によるもので、各年の１月～12月までのもの。
２．後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
３．成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものを母数（N）とした割合であり、１件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とここでの母数は一致しない。
４．弁護士、司法書士及び行政書士の数値には、弁護士法人、司法書士法人及び行政書士法人をそれぞれ含む。したがって、グラフ内の「⑥法人」とはその他の法人を指す。
５．「⑦その他」には、市民後見人、税理士、社会保険労務士、精神保健福祉士、社会福祉協議会等が含まれる。